

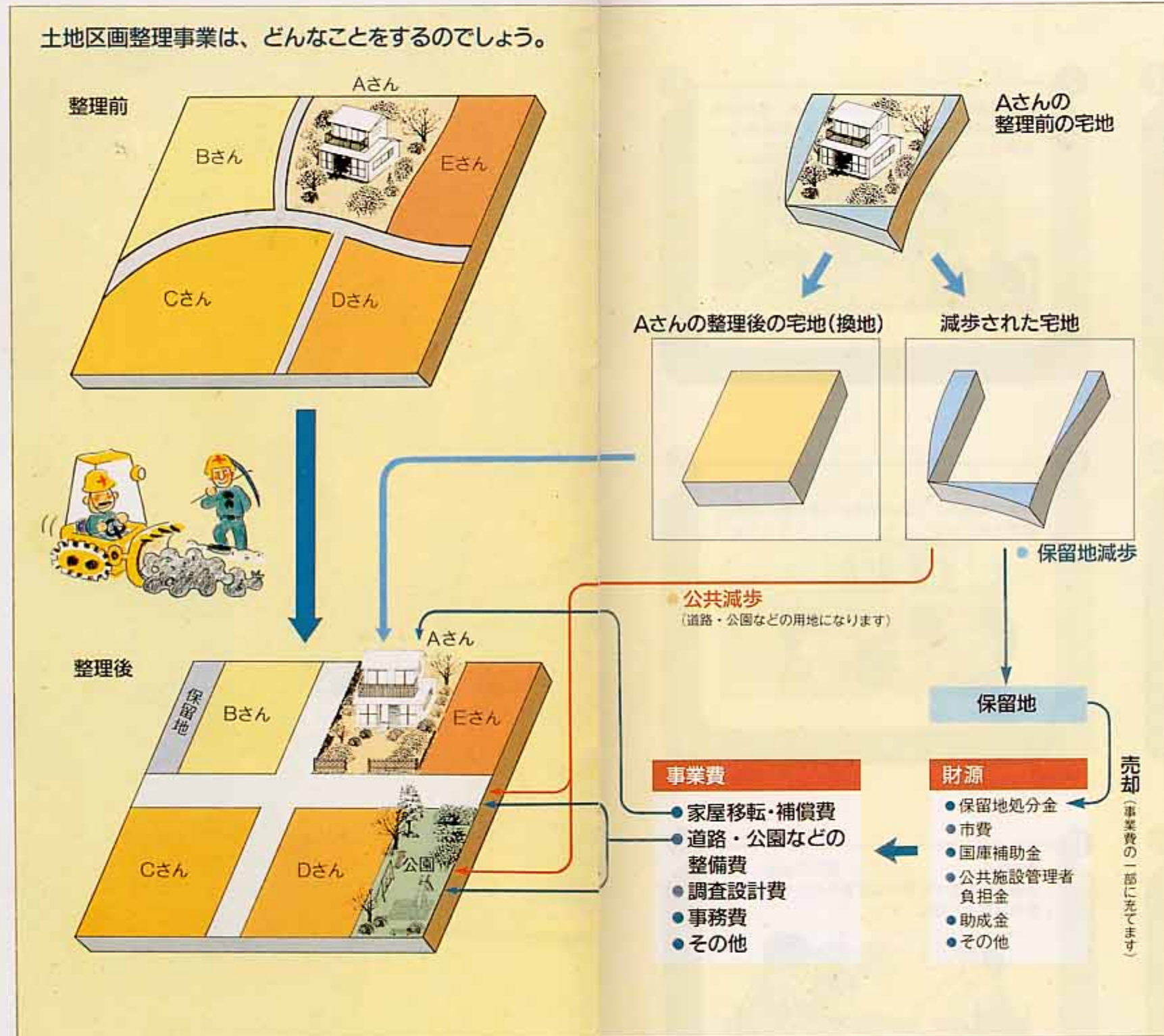
区画整理のしくみ

区画整理とは、

整備が必要とされる市街地においてその一定の区域内で、土地所有者等からその所有土地等の面積や位置などに応じて、少しずつ土地を提供(減歩)してもらい、これを道路・公園などの公共施設用地等にあて、これを整備することにより残りの土地(宅地)の利用価値を高め、健全な市街地とする事業で以下のような効果があります。

- ①整理前の権利を保全しながら事業を行なうため、長年地元でつちかわれてきた地域のコミュニティがそのまま生かされます。
- ②曲りくねった道路やすれ違いができなかった道路が、安全で快適な道路に生まれかわります。
- ③子供の遊び場や憩いの場として公園が確保されます。
- ④地区内のすべての宅地が、道路に面し形の整った利用しやすいものとなり、境界も明確になります。
- ⑤上・下水道やガスなどの供給処理施設を一体的に整備することができます。

土地区画整理事業は、どんなことをするのでしょうか。



区画整理の施行者

区画整理は地区の状況に従って、施行者を次のような組織に区分して行われています。

施行者

地方公共団体

都道府県・市町村が行なうものです。都市計画で施行区域と定められた区域内において、都市計画事業として施行します。

行政庁

建設大臣・都道府県知事・市町村長が施行します。

個人

土地所有者または、借地権者がその土地について一人または数人共同して施行します。

組合

土地所有者または借地権者が、7名以上で土地区画整理組合を設立して施行します。

公団等

住宅・都市整備公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社などが施行します。